

平成29年9月27日

区 長 様

吉見町総務課長

「夕暮れ時早めのライト運動」の実施について（お願い）

町行政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、夕暮れ時早めのライト点灯運動が10月1日から12月31日まで行われます。つきましては、運動期間中の夕暮れ時に、自転車や自動車の早めのライト点灯にご協力くださいますようお願いいたします。

吉見町総務課行政係 伊田・江中

TEL 54-1513（直通）

FAX 54-4200

回覧

平成29年度夕暮れ時早めのライト点灯運動

1 趣 旨

交通事故は、夕暮れ時から夜間の時間帯に多く発生する傾向があり、特に16時から18時の時間帯に最も多く発生しています。

そこで、夕暮れ時が早くなる10月から12月の3か月間に「夕暮れ時早めのライト点灯運動」を展開し、県民総ぐるみで交通事故防止を図るものです。

2 運動の重点

前照灯早めの点灯の普及

3 推進期間

平成29年10月1日（日）から平成29年12月31日（日）までの3か月間

4 重点推進日

毎月10日（毎月10日は交通安全日・自転車安全利用の日）

5 主唱

埼玉県交通安全対策協議会